

『**中心市街地の活性化を図る措置を受けたい**』**民間中心市街地商業活性化事業**

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社(※1)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 等
(※1)自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

支援内容

小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画(民間中心市街地商業活性化事業計画)を、経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

- (1) 中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。
- (2) 中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が3億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。
 - ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
 - ・増資株式の引受け及び保有
 - ・新株予約権の引受け及び保有
 - ・新株予約権付社債の引受け及び保有

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合わせ下さい。
- (2) 「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省 中心市街地活性化室 電話:03-3501-3754
各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)